

## (参考)消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(4月分～6月分)

■平成26年4月1日～平成26年6月30日

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

受付番号	受付月日	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント	分類
32	4月4日	健康食品の機能性表示に関する意見書	第二東京弁護士会 会長 山岸良太	・企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる方策は、①健康食品の適切な規制に対する国の責任放棄、②誇大・虚偽広告につながり更なる消費者被害を生じかねない、③国際基準から逸脱し妥当性を欠くなどの観点から、相当ではない。健康食品の機能性について、国が客観的に確認する適切な規制を維持するべきである。	食品表示関係
33	4月4日	「景品表示法に課徴金制度の導入を求める意見書」	特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク 理事長 高鳥英弘	・景品表示法を改正し、①事業者の表示管理体制の強化、②行政の監視指導体制の強化、③課徴金制度の導入を直ちに図ること。 ・徴収された課徴金については、消費者裁判手続特例法を実効化するための制度等に支出されるよう制度設計を行うこと。	表示関係(食品表示を除く)
34	4月9日	再販売価格拘束の規制を緩和することに反対する意見書	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事(共同代表)河野康子 代表理事(共同代表)丸山善弘 代表理事(共同代表)山根香織	・規制改革会議WGにおいて検討が行われている、「流通・取引慣行ガイドライン」の見直しにより、再販売価格の規制を緩和することについては、消費者への一方的なしわ寄せになること等から反対する。	取引・契約関係
35	4月9日	「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者監督の基本的な指針」改正案に対する意見書	先物取引被害全国研究会 代表幹事 弁護士 斉藤英樹 事務局長 弁護士 向來俊彦	・商品先物取引法の下で、個人顧客を相手方とする商品先物取引について、不招請勧誘の禁止規定を大幅緩和する商品先物取引法施行規則改正案について、絶対反対である。	取引・契約関係
36	4月9日	商品先物取引法下における不招請勧誘禁止緩和に反対する会長声明	愛知県弁護士会 会長 花井増寛	・消費者保護の観点から、商品先物取引の不招請勧誘禁止規定を骨抜きにするような商品先物取引法施行規則改正案には、断固反対する。	取引・契約関係
37	4月14日	商品先物取引の不招請勧誘禁止規制撤廃に反対する会長声明	熊本県弁護士会 会長 内田光也	・商品先物取引について不招請勧誘規制維持を求める。	取引・契約関係

38	4月14日	「投資型クラウドファンディング」を取り扱う金融商品取引業者に係る規制の整備に関する意見書	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会) 代表 高橋伸子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民が資産をもってベンチャー企業を応援しようとするときに、両者がよい関係を結ぶために、適切な規制を始めとする次のようなことを要望する。</li> <li>①インターネット以外での勧誘禁止を法令で明文化する。</li> <li>②クーリング・オフ制度の導入。</li> <li>③虚偽又は事実と反する情報提供等の違反行為には刑事罰や民事の賠償責任を課す。</li> <li>④登録に必要な最低資本金の引き下げは行わない。</li> <li>⑤行為規制は第二種金商業協会の自主規制に委ねず法令で定める。</li> </ul>	取引・契約関係
39	4月16日	食の安全・監視市民委員会総会特別決議「安全の権利・知る権利・選択の権利を保障する食品表示基準を求め、健康食品の機能性表示拡大に反対します」	食の安全・監視市民委員会 代表 神山美智子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品の遺伝子組み換え表示、食品添加物表示、加工食品の原料原産国表示、日付表示、栄養成分表示などの現行基準は不十分である。施行後に検討するのではなく、これまでの不十分な基準をそのまま一元化せず、現行基準の不備をただす基準策定を進めるべき。</li> <li>・「健康食品」の機能性表示の拡大に反対する。</li> </ul>	食品表示関係
40	4月16日	「流通取引慣行ガイドラインの見直し」に対する意見	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会(通称NACS) 消費者提言特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制改革会議WGにおいて検討が行われている「流通・取引慣行ガイドラインの見直し」については、再販売価格拘束による価格維持を通じて、市場の機能を弱め、消費者への一方的なしわ寄せとなるものであること等から反対する。</li> </ul>	取引・契約関係
41	4月17日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止規制の緩和に反対する会長声明	秋田弁護士会 会長 加藤謙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当会はこれまで、商品先物取引の不招請勧誘禁止を強く求めており、総合取引所下でも商品先物取引において不招請勧誘禁止規定を撤廃することに強く反対する意見を公表している。</li> <li>・商品先物取引の不招請勧誘禁止規定を骨抜きにするような商品先物取引法施行規則改正案についても、消費者保護の観点から、強く反対する。</li> </ul>	取引・契約関係
42	4月17日	景品表示法への課徴金制度導入に対する意見	一般社団法人日本経済団体連合会 会長 米倉弘昌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度目的は、違反行為の抑止とすべき(被害回復の視点の導入は不適切)。</li> <li>・対象は、優良誤認・有利誤認表示に限定し、かつ、悪質性の高い事案に限定すべき(立証責任は行政が負うべき)。</li> <li>・行政目的を超える額の課徴金が課されないようにすべき。また、自主的対応へは課徴金額の調整措置を行うべき。</li> <li>・課徴金は国庫納付とすべき(損害の填補は民事手続に委ねるべき)。</li> <li>・制度導入の前提として、分かりやすいガイドラインの策定及び周知を求める。</li> </ul>	表示関係(食品表示を除く)
43	4月21日	「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者の監督の基本的な指針」改正案に対する意見	斎藤英樹法律事務所 弁護士 斎藤英樹	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人顧客の保護の観点から、商品先物取引の不招請勧誘禁止規制を骨抜きにするような今回の商品先物取引法施行規則第102条の2の改正提案には断固反対する。</li> </ul>	取引・契約関係

44	4月21日	「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者の監督の基本的な指針」改正案に対する意見【参考送付】	日本弁護士連合会 会長 村越進	・ハイリスク取引の経験者に対する勧誘又は熟慮期間等を設定した契約の勧誘を不招請勧誘禁止の適用除外とする規則改正案に反対する。 ・商品先物取引業者の監督の基本的な指針改正案の、①年金等により生計を立てている者とは契約できない。②商品先物取引のない顧客に対する勧誘規制、をもってしても、規則改正が正当化されるものではない。	取引・契約関係
45	4月21日	商品先物取引の不招請勧誘禁止規制撤廃に反対する会長声明	福島県弁護士会 会長 笠間善裕	・消費者保護の観点から、総合取引所において取り扱う商品先物取引について不招請勧誘禁止規制を撤廃することに強く反対する。	取引・契約関係
46	4月21日	「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者の監督の基本的な指針」改正案に対する意見	内閣総理大臣認定適格消費者 団体特定非営利活動法人京都 消費者契約ネットワーク 理事長 高島英弘	・商品先物取引法が適用される個人顧客を相手方とする商品先物取引について、不招請勧誘（顧客の要請をうけない訪問・電話勧誘）の禁止規定を大幅に緩和する商品先物取引法施行規則改正案（第102条の2）に反対する。	取引・契約関係
47	4月22日	商品先物取引法施行規則及び商品先物取引業者等の監督の基本的な指針の改正案に対する意見	日本弁護士連合会 会長 村越進	・ハイリスク取引の経験者に対する勧誘又は熟慮期間等を設定した契約の勧誘を不招請勧誘禁止の適用除外とする規則改正案に反対する。 ・商品先物取引業者の監督の基本的な指針改正案の、①年金等により生計を立てている者とは契約できない。②商品先物取引のない顧客に対する勧誘規制、をもってしても、規則改正が正当化されるものではない。	取引・契約関係
48	4月23日	「商品先物取引法における不招請勧誘禁止規制の緩和策」に対する意見	一般社団法人全国消費者団体 連絡会 代表理事 河野康子 丸山善弘 山根香織	・商品先物取引の不招請勧誘禁止規制を大幅に緩和することによって、消費者被害を再び増加させることは必至と考えるため、改正案に強い反対を表明する。	取引・契約関係
49	4月23日	電気通信事業法の改正を求める意見	一般社団法人全国消費者団体 連絡会 代表理事 河野康子 丸山善弘 山根香織	・電気通信事業法に特商法と同等レベルの消費者保護規定の導入すべき。 ・店舗販売にも、クーリング・オフ規定を導入すべき。 ・複雑な代理店構造や行き過ぎたインセンティブ発生を見直し、料金水準の低廉化はかるべき。 ・電気通信サービスを横断した紛争解決機関を設置すべき。	取引・契約関係
50	4月23日	「消費者基本計画」の検証・評価（平成25年度）及び計画の見直しに向けての意見【参考送付】	日本弁護士連合会 会長 村越進	「消費者基本計画」の検証・評価及び計画の見直しにおいて検討すべき事項について提示。	その他
51	4月24日	「商品先物取引法施行規則」改正案に対する意見	埼玉弁護士会 会長 大倉浩	・商品先物取引法の下で、個人顧客を相手方とする商品先物取引について、不招請勧誘の禁止規定を大幅緩和する商品先物取引法施行規則改正案について、断固反対である。	取引・契約関係

52	4月25日	「商品先物取引法の施行規則改正による不招請勧誘禁止の大幅緩和に反対する会長声明」	東京弁護士会 会長 高中正彦	・消費者保護の観点から、今般の経済産業省・農林水産省の商品先物取引法の施行規則改正による不招請勧誘禁止の大幅緩和に強く反対する。	取引・契約関係
53	4月25日	「商品先物取引法施行規則」改正案及び「商品先物取引業者の監督の基本的な指針」改正案に反対する意見	群馬弁護士会 会長 足立進	個人顧客を相手方とする商品先物取引について不招請勧誘の禁止規定を大幅緩和する内容の商品先物取引法施行規則改正案及び商品先物取引業者の監督の基本的な指針改正案について、反対する。	取引・契約関係
54	4月25日	「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者の監督の基本的な指針」改正案に対する意見	愛知県弁護士会 会長 花井増寛	・ハイリスク取引の経験者に対する勧誘又は熟慮期間等を設定した契約の勧誘を不招請勧誘禁止の適用除外とする規則改正案に反対する。 ・商品先物取引業者の監督の基本的な指針改正案の、①年金等により生計を立てている者とは契約できない。②商品先物取引のない顧客に対する勧誘規制、をもってしても、規則改正が正当化されるものではない。	取引・契約関係
55	4月28日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に反対する意見	沖縄弁護士会 会長 島袋 秀勝	・商品先物取引について、不招請勧誘禁止規定を緩和する商品先物取引法施行規則の改正に反対する。	取引・契約関係
56	4月28日	貸金業法「改正」に反対する会長声明	兵庫県弁護士会 会長 武本夕香子	・金利規制を現行の20%から29.2%に引き上げ、総量規制を貸金業者の自主規制に委ねるとする法改正が検討されているという報道を受けて、低利融資制度の拡充や金利の引き下げこそ求められるべきであって、金利規制・総量規制の緩和に対して断固反対する。	貸金業法関係
57	4月28日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に反対する会長声明	宮城県弁護士会 会長 柏田芳徳	・商品先物取引の不招請勧誘禁止規定を骨抜きにし、産構審分科会の報告書にも反する商品先物取引法施行規則改正案に対し、個人の委託者保護の観点から強く反対する。	取引・契約関係
58	4月28日	「商品先物取引法における不招請勧誘禁止規則の緩和に反対する会長声明」	富山県弁護士会 会長 島谷武志	・消費者保護の観点から、商品先物取引の不招請勧誘禁止規定を骨抜きにするような商品先物取引法施行規則改正案に強く反対する。	取引・契約関係
59	4月28日	「商品先物取引法における不招請勧誘禁止規則の緩和に反対する会長声明」	岩手弁護士会 会長 榎田裕之	・消費者・委託者保護の観点から、商品先物取引の不招請勧誘禁止規定を骨抜きにするような商品先物取引法施行規則改正案に断固として反対する。	取引・契約関係
60	4月28日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に反対する会長声明【参考送付】	長野県弁護士会 会長 田下佳代	・消費者保護の観点から、商品先物取引における不招請勧誘禁止規制を厳格に維持すべく、同規制を大幅に緩和する商品先物取引法施行規則改正案には、強く反対する。	取引・契約関係

61	4月28日	「商品先物取引法における不招請勧誘禁止規則の緩和に反対する会長声明」	横浜弁護士会 会長 小野毅	・消費者保護の観点から、商品先物取引の不招請勧誘禁止規定を骨抜きにするような商品先物取引法施行規則改正案には、断固反対する。	取引・契約関係
62	4月28日	「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」の改正案に対する意見【参考送付】	京都弁護士会 会長 松枝尚哉	・商品先物取引法が適用される個人顧客を相手方とする商品先物取引について、不招請勧誘の禁止規定を大幅に緩和する商品先物取引法施行規則改正案に強く反対する。	取引・契約関係
63	4月28日	「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」の改正案に対する意見	適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者支援機構関西 理事長 榎彰徳	・商品先物取引法の下での個人顧客を相手方とする商品先物取引について、不招請勧誘の禁止規定を大幅に緩和する商品先物取引法施行規則改正案に強く反対する。	取引・契約関係
64	4月30日	医薬部外品等による副作用被害の防止及び救済制度の在り方についての意見【参考送付】	日本弁護士連合会 会長 村越進	・医薬部外品の製造販売の承認に係る安全性審査が慎重かつ充分に行われるよう、(独)医薬品医療機器総合機構による審査の手続等を抜本的に見直し、その強化が図られるべきである。 ・国は、医薬部外品等による副作用被害について、改正省令による報告制度にとどまらず、医師や医療機関等から医薬部外品との関連性が疑われる副作用症例を一元的に収集・調査等をして、そのための専門機関の設置等、薬事行政体制の整備・強化を図るべきである。 ・国は、医薬部外品による副作用被害について、入院を要件としない副作用被害の救済制度を設けるべきである。	消費者安全関係
65	4月30日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に反対する会長声明	三重弁護士会 会長 板垣謙太郎	・消費者保護の観点から、商品先物取引の不招請勧誘禁止規定を骨抜きにするような商品先物取引法施行規則改正案には、強く反対する。	取引・契約関係
66	4月30日	「商品先物取引法施行規則改正案に反対する意見」	なら消費者ねっと 代表 弁護士 北條正崇	・経済産業省及び農林水産省が意見募集をしている商品先物取引法施行規則改正案については絶対に反対である。	取引・契約関係
67	4月30日	「厚生労働省の審議会の利益相反管理ルールの見直しを求める要望書ーHPVワクチンに関する審議会委員の利益相反を踏まえてー」【参考送付】	薬害オンブズパーソン会議 代表 鈴木利廣	・HPVワクチンについて審議する厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、安全対策調査会の合同部会の委員の構成を見直すこと。 ・薬事分科会審議参加規程19条に基づく評価委員会を設置して、薬事分科会、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会等の参加規程の運用状況を調査のうえ、審議参加規程を見直すこと。 ・製薬企業・医療機器企業に対し、医師等への金銭等の支払情報の公開を義務づける法律を制定すること。	消費者安全関係
68	5月1日	不招請勧誘禁止規定に関する「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者の監督の基本的な指針」改正案に反対する会長声明	千葉県弁護士会 会長 蒲田孝代	商品先物取引法の下で、個人顧客を相手方とする商品先物取引について、不招請勧誘の禁止規定を大幅緩和する商品先物取引法施行規則改正案について、強く反対する。	取引・契約関係
69	5月2日	「商品先物取引法下における不招請勧誘禁止緩和に反対する会長声明」	福井弁護士会 会長 内上和博	商品先物取引法施行規則改正案のうち、個人顧客を相手方とする商品先物取引について不招請勧誘の禁止規定を大幅に緩和する部分については、断固反対する。	取引・契約関係

70	5月2日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止の緩和に反対する会長声明 金融商品取引法改正による投資型クラウドファンディングに関する会長声明	第二東京弁護士会 会長 山田秀雄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人顧客を相手方とする商品先物取引について、不招請勧誘の禁止規定を大幅に緩和する商品先物取引法施行規則改正案について反対する。</li> <li>・投資型クラウドファンディング業者の制度の導入に当たっては、次の点に配慮した制度整備を行うべきである。</li> <li>①参入要件として、金商業者としての専門性が確立されていること、ウェブサイト上で提供する情報の適切な確認・調査の体制が確立していること、コンピュータシステムの管理体制が整備されていること等を求めるべきである。</li> <li>②業者に認められる「少額」の募集等は、一人1件当たり「投資額10万円以下」とすべきである。また、一人の投資者に募集などができる年間の合計件数や合計金額に上限を設けるべきである。</li> <li>③業者は、投資者に対して、非上場株式やファンドの特質やリスクなどについて注意喚起を行うとともに、投資者が理解していることを確認することを義務付けるべきである。</li> <li>④業者がウェブサイト上で提供すべき情報を具体的に定めるとともに、その正確性を確認すべき義務を負うことを明確化し、ガイドラインなどにより確認義務の内容を具体化すべきである。また、ウェブサイト上に提供した情報については、募集期間経過後も、投資者によるウェブサイト上での閲覧を可能とすることを義務づけるべきである。</li> <li>⑤電話・訪問勧誘は、禁止すべきである。</li> </ul>	取引・契約関係
71	5月2日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止規則の緩和に反対する会長声明	和歌山弁護士会 会長 小野原聡史	消費者保護の観点から、商品先物取引法施行規則第102条の2の改正に対し強く反対する。	取引・契約関係
72	5月7日	「先物取引についての不招請勧誘禁止撤廃に反対する意見書」	関東弁護士連合会 理事長 若旅一夫	商品先物取引法が適用される個人顧客を相手方とする商品先物取引について、不招請勧誘の禁止規定を大幅に緩和する商品先物取引法施行規則改正案(第102条の2第2号)に強く反対する。	取引・契約関係
73	5月7日	商品先物取引法下における不招請勧誘禁止緩和に反対する会長声明	岐阜県弁護士会 会長 仲松正人	消費者保護の観点から、商品先物取引の不招請勧誘禁止規定を骨抜きにするような商品先物取引法施行規則改正案には、断固反対する。	取引・契約関係
74	5月7日	「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」の改正案に対する意見書【参考送付】	大阪弁護士会 会長 石田法子	商品先物取引法が適用される個人顧客を相手方とする商品先物取引について、不招請勧誘の禁止規定を大幅に緩和する商品先物取引法施行規則改正案(第102条の2)に反対する。特に、同条第2号の新設部分は、商品先物取引法第214条第9号の趣旨を逸脱するものであり、到底容認できない。	取引・契約関係
75	5月7日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止規則の緩和に反対する会長声明	山形県弁護士会 会長 峯田典明	商品先物取引の不招請勧誘禁止規定を骨抜きにするような商品先物取引法施行規則の改正は、消費者保護の観点から手続的にも内容的にも到底許容できるものではなく、強く反対する。	取引・契約関係
76	5月7日	「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」の改正案に対する意見書【参考送付】	福岡県弁護士会 会長 三浦邦俊	商品先物取引法施行規則改正案における規則第102条の改正内容は、商品先物取引法が適用される個人顧客を相手方とする商品先物取引について、不招請勧誘の禁止規定を大幅に緩和するものであって、個人顧客保護の観点から反対する。	取引・契約関係
77	5月7日	「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」の改正案に対する意見書【参考送付】	近畿弁護士会連合会 理事長 藪野恒明	消費者保護の観点から、商品先物取引法施行規則改正案に示されている商品先物取引法施行規則102条の2の改正に強く反対する。	取引・契約関係

78	5月7日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止規則の緩和に反対する会長声明【参考送付】	金沢弁護士会 会長 飯森和彦	消費者保護の観点から、個人顧客を相手方とする商品先物取引について、不招請勧誘禁止規定を大幅緩和する商品先物取引法施行規則改正案(第102条の2)について断固反対する。	取引・契約関係
79	5月7日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止規則の緩和に反対する会長声明	新潟県弁護士会 会長 小泉一樹	商品先物取引における不招請勧誘禁止規定を骨抜きにするような商品先物取引法施行規則改正案について、消費者保護の観点から断固反対する。	取引・契約関係
80	5月7日	「商品先物取引法施行規則」改正案に対する意見	奈良弁護士会 会長 中西達也	商品先物取引法施行規則102条の2の改正に強く反対する。	取引・契約関係
81	5月8日	「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」の改正案に対する意見書	特定非営利活動法人消費者機構 日本 理事長 芳賀唯史	商品先物取引の不招請勧誘禁止の適用除外の拡張に強く反対する。	取引・契約関係
82	5月12日	商品先物取引における不招請勧誘禁止緩和に強く反対する会長声明	仙台弁護士会 会長 齋藤拓生	消費者保護の観点から、商品先物取引について不招請勧誘禁止規制は維持されるべきであり、これを緩和する改正案に対し、強く反対する。	取引・契約関係
83	5月12日	「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」の改正案の撤回について	一般社団法人北海道消費者協会 会長 橋本智子	・商品先物取引の不招請勧誘禁止の緩和は、商品先物取引業者の活性化をもたらす半面、知識の乏しい消費者に被害を強いる等、国民の福祉向上に反する行為であり、改正案の撤回を求める。 ・改正案は、これまで築いてきた国の消費者行政施策を180度転換し、経済活性化の名のもとに、消費者保護に向かっていた消費者関係法令の後退に繋がる行為であるため、改正案の撤回を求める。	取引・契約関係
84	5月12日	商品先物取引における不招請勧誘禁止規則の緩和に反対する会長声明【参考送付】	香川県弁護士会 会長 籠池信宏	個人顧客保護の観点から、商品先物取引における不招請勧誘禁止規制の緩和に強く反対する。	取引・契約関係
85	5月12日	不招請勧誘禁止の維持を求める意見書	特定非営利法人消費者支援群馬 ひまわりの会 理事長 湯木智子	商品先物取引における不招請勧誘禁止のルールについては、現行法のルールを堅持するべきである。今般パブリックコメントに付された商品先物取引法施行規則改正案及びこれに関する監督指針改定案については、反対である。	取引・契約関係
86	5月12日	「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」の改正案に関する意見	東京消費者団体連絡センター 代表委員 谷茂岡正子 他6名 事務局長 矢野洋子	商品先物取引の不招請勧誘禁止規制を大幅に緩和する改正案に強く反対する。	取引・契約関係
87	5月14日	「総合取引所と不招請勧誘禁止規制の緩和問題」～商品取引所の単独生き残りは困難～	デリバティブ評論家 川野辺礼二	・不招請勧誘禁止規制の緩和は、現行の規制が国会の附帯決議という国権の最高機関が下した最も重い決議にも関わらず、今国会での十分な審議を得ずして推進するものであるとともに、本質的に消費者保護を骨抜きにするものである。 ・不招請勧誘禁止の緩和よりも、真の総合取引所の実現を優先すべきである。	取引・契約関係
88	5月19日	提言「流通・取引慣行ガイドラインの見直しについて」【参考送付】	一般社団法人 日本経済団体連 合会 会長 米倉 弘昌	・事業者が安心して適法に事業活動を行うとともに、法に抵触する行為について具体的・類型的に予見可能性を確保できるよう、公正取引委員会は新しいガイドラインの策定に早急に取り組むべきである。	取引・契約関係

89	5月23日	医薬部外品の審査と安全対策に関する意見書【参考送付】	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木利廣	厚生労働省は、茶のしずく石鹼及びカネボウ美白化粧品による健康被害発生についての重大な責任を自覚した上で、医薬部外品について、①承認審査の運用の厳格化、②製造販売業者の報告義務の対象拡大、③医薬関係者の有害事象報告の報告義務化等、健康被害の再発防止に向けた実効性のある施策を早急に講ずるべきである。	消費者安全関係
90	5月23日	貸金業規制緩和に反対する会長声明	宮崎県弁護士会 会長 柏田芳徳	貸金業者に対する金利規制・総量規制を緩和する法改正を検討とする報道を受け、その内容に断固として反対する。	貸金業法関係
91	5月27日	いわゆる健康食品の表示等についての意見書	東京都地域消費者団体連絡会 代表委員 奥田明子	・トクホの認可を受けても、表現の拘束により、企業責任の自主規制に変更する企業が増えるのか、それとも、トクホの表現の自由化が進むのか。 ・業界でなく、企業の自主規制をどう監視していくのか、消費者庁は取り締まる能力があるのか。 ・消費者からの申し出制度が出来たとしても、対応が迅速にできるのか。	食品表示関係
92	5月27日	加工食品の表示に関する調査会に対する意見書	東京都地域消費者団体連絡会 代表委員 奥田明子	・食品表示は添加物から産地まですべての内容を具体的に明示して欲しい。 ・食品の安全性に関する表示は削除しない。	食品表示関係
93	5月28日	商品先物取引法の施行規則改正による不招請勧誘禁止の緩和に反対する会長声明	福島県弁護士会 会長 笠間善裕	商品先物取引法の施行規則改正による不招請勧誘禁止の緩和に強く反対する。	取引・契約関係
94	5月30日	厚生労働省審議会の利益相反管理ルールの早期改正を求める要望書—受領金額と時期の明確化、審議中の受領禁止規定が必要である—【参考送付】	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木利廣	・薬事分科会審議参加規程19条に基づく評価委員会を早期に開催すること。 ・上記委員会において、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会を含む各委員会の審議参加規程の運用実態を検証すること。 ・寄付金などの受領金額及び時期が具体的に開示されるよう審議参加規程を改正すること。 ・審議中の委員について、審議対象となっている医薬品等の製造販売企業からの金銭等の受領を禁止する規程を新設すること。	消費者安全関係
95	6月5日	食品の製造所固有記号表示についての意見書	東京都地域消費者団体連絡会 代表委員 奥田明子	・製造所固有記号の表示の特例は廃止すべきである。	食品表示関係
96	6月5日	エステ・美容医療サービスの厚生労働省の報告についての意見書	東京都地域消費者団体連絡会 代表委員 奥田明子	・苦情相談情報共有に関し省庁間の連携が十分であるか疑問だ。 ・包茎手術等保険診療が可能な事実、治療費用の周知を義務化し、熟慮期間を設けるべきである。 ・自由診療のあり方、医療広告のあり方等、具体的な方策を消費者庁が提案して厚生労働省を指導すべきだ。	消費者安全関係

97	6月10日	金融商品取引法改正によるクラウドファンディング規制に関する会長声明【参考送付】	東京弁護士会 会長 高中正彦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話、対面勧誘を禁止すべきである。</li> <li>・参入要件について、業態の特性に応じた登録要件を整備すべきである。</li> <li>・一人当たり「投資額50万以下」ではなく10万以下にし、また、一人の投資者に募集等ができる件数、金額に上限を設けるべきである。</li> <li>・業者に対し、非上場株式の特質やファンドの仕組み等について投資者に注意喚起させるとともに、投資者が理解度を確認する義務を課すべきである。</li> <li>・業者に発行者情報の確認義務を明確化しガイドライン等で内容を具体化すべきである。サイト上で提供した情報に誤りがあった場合の損害賠償責任について、情報の正確性の裏付けとなる根拠を提出できない場合は情報が誤りであることを推定するなどの制度とすべきである。</li> <li>・金融商品取引業協会への加入を義務付けるべきである。</li> <li>・サイト上の掲示板、ターゲティング広告、システム障害、紛争に際しての証拠の確保のためのデータ保持等について、適切な規制を整備すべきである。</li> </ul>	取引・契約関係
98	6月16日	貸金業法規制緩和に反対する会長声明	群馬司法書士会 会長 高橋徹	貸金業者に対する金利規制・総量規制を緩和する法改正を検討とする報道を受け、その内容に断固として反対する。	貸金業法関係
99	6月16日	「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」に反対する会長声明	兵庫県弁護士会 会長 武本夕香子	現行法上「賭博」として処罰の対象となるカジノについて、一定の条件のもとでの設置を許すための諸措置の推進を政府に義務づける本法案に反対し、廃案を求める。	その他
100	6月27日	個人情報保護法制に関する意見書	弁護士 山口広 他6名	ビックデータに関する現行の規制には、運用・執行における問題、規制範囲の問題、取扱いの不透明性の問題、本人参加・救済における問題がある。問題を解決するために、政府は、①機関の一元化、②規制範囲の適正化、③取扱いの透明化、④本人参加の権利の保障を行い、かつ救済の実効性を高める、ために、本意見書に記載する各種施策を講じるべきである。	個人情報保護制度
101	6月30日	「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等(商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係)に関する会長声明	第二東京弁護士会 会長 山田秀雄	改正案について、①業者に対して顧客の勧誘受託の意思確認義務を課し、②勧誘受託の意思がない顧客に対しては再勧誘を禁止し、かつ、③その勧誘受託意思の勧誘方法として、一定の取引関係にない個人顧客に対しては訪問・電話によることを禁止することとしている点について賛意を表明するとともに、上記規制の徹底を求める。	取引・契約関係
102	6月30日	「景品表示法上の課徴金制度の導入の在り方に関する意見書」	関東弁護士会連合会 理事長 若旅一夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当委員会の「景品表示法上の課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方」に関する中間整理を受けて、以下の点につき意見</li> <li>①対象行為について、不実証広告規制に係る表示行為も課徴金賦課の対象とすべき</li> <li>②主観的要件について、不当表示の存在が客観的に認められる場合には、過失の存在が推定されるとして挙証責任を転換し、不当表示の主体である事業者において、無過失であることの本証を行った場合には、課徴金を課さないこととすべき</li> </ul>	表示関係(食品表示を除く)

103	6月30日	「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等(商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係)に関する意見書【参考送付】	京都弁護士会 会長 松枝尚哉	<p>1. 商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約の締結の勧誘に関し、①勧誘受託意思の確認義務及び再勧誘の禁止の対象とすること、②商品関連市場デリバティブ取引に関し、勧誘受託意思を確認する方法として、一定の取引関係にない個人顧客に対しては訪問・電話によることを禁止することについて賛成する。</p> <p>2. ただし、個人顧客の適用除外の要件として、単に当該金融商品取引業者等に口座開設しているのみとすることは広きに失するので、投資リスクの高い有価証券取引やデリバティブ取引の経験があること等を追加すべきである。</p>	取引・契約関係
-----	-------	--	-------------------	---	---------